

愛南町変動型最低制限価格試行要領を次のように定める。

平成 20 年 4 月 1 日

愛南町変動型最低制限価格試行要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、愛南町が発注する建設工事について、極端な低入札価格による受注を防止することで品質の確保と適正価格による受注を図るため、愛南町契約事務規則第 18 条第 4 項に規定する最低制限価格の決定について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 変動型最低制限価格制度の対象とする工事は、原則として最低制限価格を設けるすべての入札について適用する。

(最低制限価格の算定方法)

第 3 条 最低制限価格は、次項に定める方法により、予定価格の 10 分の 8 から 3 分の 2 の範囲内 (以下「設定範囲」という。) で定める。

2 最低制限価格は、当該入札における有効な全入札価格 (事前公表した予定価格を超えるもの及び設定範囲の下限価格 (予定価格の 3 分の 2) を下回るものは無効とする。) を有効な入札参加者数で除した価格に 10 分の 8 を乗じて得た額とする。この場合において、最低制限価格及び下限価格に 1 万円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとし、有効な入札が 5 を超えない場合は、設定範囲の下限価格を最低制限価格とする。

(入札参加者への周知)

第 4 条 変動型最低制限価格を適用するときは、入札参加者に対して適宜の方法により周知するものとする。

(入札の執行)

第 5 条 入札の結果、設定範囲の上限価格 (予定価格の 10 分の 8) を下回る入札があったときは、最低制限価格を下回る可能性があるため、入札執行者は入札参加者に対して落札決定についての保留を宣言し、落札者は速やかに決定する旨を告げ、入札を終了するものとする。

(落札者の決定)

第 6 条 入札執行者は、入札終了後速やかに最低制限価格を算定し、次の各号により落札者を決定するものとする。

(1) 最低制限価格の適用方法は、最低制限価格以上の最低価格入札者をもって落札者とする。

(2) 最低制限価格を下回る入札は失格とする。

(入札結果の通知及び公表)

第 7 条 入札執行者は、前条の規定により落札者を決定したときは速やかに落札者に対し落札結果の通知を行い、失格となった者にはその旨の通知を行うとともに、入札結果を公表するものとする。

(その他)

第 8 条 この要領に定めるもののほか、変動型最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、公表の日から施行する。